

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	下田 良秀（5）	<p>1. 新型コロナウイルス感染症に対する富士市の対応について</p> <p>現在、世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延する事態となり問題となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、昨年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せており、世界保健機関（WHO）は、1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。新型コロナウイルスによる肺炎については、中国が提供した感染者約4万4000人の詳細なデータを基に分析した結果、約8割が軽症で、約14%が肺炎や息切れが起きる重症、約5%が呼吸困難や多臓器不全を起こし重体となったとのことである。また、MERSは致死率が3割以上、SARSは約1割とされる中、新型コロナウイルスによる肺炎については、致死率が約2%で比較的低いとの見解を示した。</p> <p>これまで人類の歴史においても感染症は多くの人的、経済的等、様々な被害をもたらしてきた。そのような中、我が国は、速やかに新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定するとともに、2月1日から、上陸の申請日前14日以内に湖北省における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の措置を講じた。さらに、2月13日から、より包括的かつ機動的な水際対策として、感染者が多数に上っている地域から来訪する外国人や、感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人に対し、迅速に上陸拒否を行うことのできる措置を講じた。また、世界に先駆けて、武漢在住の邦人等763人の帰国を支援し、帰国後の生活支援、健康管理を行ってきたほか、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスについて、検疫法に基づく検疫を実施中である。</p> <p>こうした状況下において、政府として、国民の不安をしっかりと受け止め、水際対策とウイルスの国内への蔓延を食い止めることに全力を挙げて取り組むとしている。</p> <p>しかしながら、地方自治体においても感染は拡大しており、富士市においても感染者が出てきてもおかしくない状況にある。</p> <p>国、県との連携や各種イベントや交流人口の多い施設等への予防策の徹底、発生した際の対応、庁内各部、各課への統一的な対応策など、事前に考えるべきことが多くある。</p> <p>そこで以下質問する。</p> <p>(1) 富士市における新型コロナウイルス感染症への対応の現状と今後について</p> <p>(2) 富士市内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の富士市立中央病院の対応について</p> <p>2. 駿河湾フェリー寄港地としての田子の浦港について</p> <p>現在、社会環境の変化から存続が難しくなった清水港（静</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
4	下田 良秀（5）	<p>岡市清水区）と土肥港（伊豆市）を結ぶ駿河湾フェリーは、旧運営事業者が2019年3月末での撤退を表明した後、静岡県が主体となって関係市町や団体、運航のノウハウを持つ民間事業者らで構成された一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーが運航を存続させている。</p> <p>県は事業承継を決める前から、自治体職員や観光関係者の利用を促すほか、船上イベントを行うなど、様々な利用促進策に取り組んでいるが、利用が低迷しているのが現状である。</p> <p>そこで県知事は定例会見で、てこ入れ策として新航路を検討していることを明らかにし、新たな寄港先として富士市の田子の浦港、沼津市の沼津港、西伊豆町の田子漁港、松崎町の松崎港などを検討しているとのことである。</p> <p>そこで以下質問する。</p> <p>田子の浦港の駿河湾フェリー寄港地としての可能性や誘致について、市長の考えを伺う。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	太田 康彦（29）	<p>1. 森林環境譲与税と富士市の林業行政について</p> <p>森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税については、平成31年度から市町村及び都道府県に譲与されています。</p> <p>森林環境税は令和6年1月1日に施行され、国内に居住する個人に対し課税される国税で、年額1000円となっています。</p> <p>平成30年5月には森林経営管理法が成立し、平成31年4月に施行され、この法律に基づき、新たに森林経営管理制度が始まっています。</p> <p>森林の適切な経営管理は、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持増進に必要であり、また、所有者不明や境界不明確等の課題も顕在化しています。</p> <p>この制度は、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化を進め、それが実施されていない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的としています。</p> <p>令和元年度に富士市に配分される森林環境譲与税は2000万円と見込まれ、平成31年度の小長井市長の施政方針では「森林環境譲与税を活用し、私有林、貸付林の境界確定や所有者情報システムの整備に着手いたします。」と述べられています。</p> <p>令和2年度政府税制改正大綱においては、市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等から、令和2年度及び令和3年度の譲与額を400億円とし、さらに、令和4年度及び令和5年度の譲与額を500億円、令和6年度からは全額譲与の600億円が予定されています。また、市町村と都道府県の譲与割合も前倒しで改定されることとなります。</p> <p>森林環境の整備促進に国の積極的な取組を受け、富士市が初年度において、どのような取組を行い、また、森林環境譲与税の制度改正に伴い、施策の推進をどのように進めていくのかについて以下伺います。</p> <p>(1) 平成31年度の森林環境譲与税を活用した取組の状況について伺います。</p> <p>(2) 税制改正に伴い、令和2年度以降の森林環境譲与税の富士市への配分額は税制創設当時に比べ、大きな増額となりますが、予想される配分額について伺います。</p> <p>(3) 税制改正に伴い、富士市の森林環境譲与税の本旨に沿った活用をどのように考えているのでしょうか。</p> <p>富士市では森林経営管理制度に基づき、令和元年5月に市内3地区を対象に意向調査を行い、さらに説明会を実施。11月には富士市に森林の経営管理を委託する意向を示した森林所有者に追加の説明会を行っています。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	太田 康彦（29）	<p>(4) アンケート調査の結果及び、説明会の概要と成果について伺います。</p> <p>(5) 所有者不明あるいは所有者は判明しているが、管理の意向表明のない森林等についてはどのように対応していくのでしょうか。</p> <p>平成31年度に始まった法律と税制のもと、木材利用の促進、普及啓発から長期的には林業の成長産業化、適切な管理のもとでの適正な森林循環の形成を目標としています。ここでは、木材利用の促進について伺います。</p> <p>(6) 富士ヒノキを使用した住宅補助金制度が設けられ、利用も拡大が見られます。一般住宅にとどまらず、店舗等での本制度の補助要件の拡大の考えはありますか。</p> <p>(7) 富士市が取り組むCNFは、木材由来の将来有望な新素材ですが、この分野への将来的な展開について伺います。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	小池 智明（18）	<p>1. CNFの研究開発に取り組む高等教育機関との連携・誘致について</p> <p>昨年11月1日に富士市CNFプラットフォームが開設された。このプラットフォームは、CNFの用途開発を加速化させ、その実用化・普及を図り、CNF関連市場の創出を図る企業等を中心とする推進組織と位置づけられ、積極的な活動・活用が期待される場所である。</p> <p>そして、同日の午後、プラットフォームの設立を記念した富士市CNFプラットフォーム設立記念セミナーが開催されたが、愛媛大学の内村浩美教授による基調講演「愛媛大学紙産業イノベーションセンターの取組—地域に根ざした産学官連携とCNF推進体制の構築—」は、大変刺激的で参考になるものだった。</p> <p>富士市と並ぶ紙産業都市、四国中央市は、平成20年に四国中央商工会議所とともに、「紙産業大学院設立の要望書」を愛媛大学に提出した。</p> <p>紙産業の将来に対応するためには、地域企業の将来の幹部となる人材養成・研究開発機能の強化が必要との考えからだ。</p> <p>受け手の愛媛大学は、大学を挙げて地域の諸問題に取り組んでおり、その2年前の平成18年に四国中央市にサテライトを設置していたという背景もある。</p> <p>平成22年に着任した内村教授は、地域の方々（紙産業界、市民等）との信頼関係を築くためには「優秀な卒業生を地元企業に供給＝就職させる」ことを基本に、バリバリと取り組んだそうである。</p> <p>技術だけでなく、経営や現場に密着した実践教育に重点を置き、紙産業界の幹部候補生を育てるという明確な目標を持った取組である。</p> <p>その目標に沿った綿密なプログラムと現場に出での体験、製造実習、中でも愛媛大学のロゴが入った封筒を作る製品製造実習の話は、大変興味深いものだった。</p> <p>封筒の仕様を決定し、試作し、パイロットマシンを使い紙をすいていく。できた紙を封筒に加工するには、加工会社に外注するが、その調整能力も重要である。</p> <p>そうした場面でプレゼンテーションやコミュニケーション能力が鍛えられる。</p> <p>当初は、地元の産業団体代表や有力者の方々から、どうせ3年もすれば潰れるだろうと冷たく言われていたが、今ではその皆さんが最大の応援団になってくれているとの裏話もあった。</p> <p>そんな経緯を経て、平成26年には紙産業イノベーションセンターが、平成28年には社会共創学部紙産業コースが開設され、愛媛大学の紙産業を中心とする学部、大学院、イノベーションセンターが四国中央市を拠点に活動を展開しているとのことである。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	小池 智明（18）	<p>内村教授の講演から最も強く感銘を受けたことが「高等教育機関は、真に地域産業に必要な機関であること＝産学官の連携の重要性」である。</p> <p>一方、近年の富士市におけるCNFの研究開発に関する動きを見ると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度：県が静岡大学農学部にふじのくにCNF寄附講座を開設し、青木憲治特任教授を招聘・着任。 日本製紙が富士工場内にCNF研究所を開設。 ・平成31年3月：富士市が富士市CNF関連産業推進構想を策定。 ・令和元年5月：県が富士工業技術支援センター内にふじのくにCNF研究開発センターを開設し、センター内に静岡大学CNFサテライトオフィス（青木教授指導）、企業が入居するCNFラボ（3室）を設置。 ・令和元年11月：富士市が富士市CNFプラットフォームを開設。 <p>等、企業、大学、県、市の様々な取組が活発化している。</p> <p>こうした中で以下質問する。</p> <p>(1) 連携について</p> <p>CNFを活用した地域産業を振興していくために、CNFの研究開発に取り組む静岡大学をはじめとする県内外の高等教育機関とどう連携していく考えか。</p> <p>(2) 誘致について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① このような高等教育機関に働きかけ、富士市に集積しつつある研究機関や企業等と連携した形で取り組むコース、学科、学部、大学院等を誘致していく考えはないか。 ② その際、地元産業界との連携が重要と考える。産業界とともに誘致活動に取り組む必要があると考えるがいかがか。 ③ CNFを新たな成長産業として総合計画に位置づけている静岡県と連携した取組も重要と考えるがいかがか。 <p>2. 工業系用途地域内の低未利用地の開発促進について</p> <p>市では現在、本市での企業立地の受け皿として富士山フロント工業団地第2期整備事業を進めている。</p> <p>県企業局に整備事業を委託する形で、令和4年度の造成工事の完了と企業立地開始を目指している。</p> <p>しかし、団地規模は、42.6ヘクタールある第1期と比較すると、第2期は5.8ヘクタールと小さく、早々に企業進出が進むことを期待しながらも、並行して新たな工業用地開発を準備していくことが必要と考える。</p> <p>また、市外からの新規企業立地に加え、住居系用途地域で操業しているが、既存不適格となり増築が難しかったり、騒</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	小池 智明（18）	<p>音・振動等の問題を抱えていたりする既存企業にとっても、市内で移転できる工業用地を確保することが、操業環境の向上、そしてまちづくりにおける住工混在の解消と居住環境の向上につながり、必要なことだと考える。</p> <p>昨年3月に策定された富士市集約・連携型都市づくり推進戦略 立地適正化計画&市街化調整区域の土地利用方針では、市街化区域内の工業地域、工業専用地域を工業振興区域に、また、市街化調整区域では地区計画の適用を前提とした複数の産業地開発型候補地区を設定している。</p> <p>私は、市街化調整区域での工業用地整備については、土地取得は容易である一方、①道路、河川、上下水道等のインフラ整備が新たに必要となる、②公共交通が脆弱なため従業員は自動車通勤、工場への訪問客はタクシー利用等をせざるを得ない等のことから、まずは市街化区域内の既存工業系用途地域内の低未利用地（農地、耕作放棄地、資材置き場等）の工業用地開発を誘導すべきだと考える。</p> <p>一方、これら低未利用地が有効活用されていない主たる要因は、それらの土地が道路から奥まった場所にあり、十分な接道が確保できないからとの話も聞く。</p> <p>こうした中、以下質問する。</p> <p>(1) 市内の工業用地需要（市内外別の業種、希望面積等）をどう捉えているか。</p> <p>(2) 工業系用途地域内の開発促進に当たっての課題をどう考えているか。</p> <p>(3) 市内外の企業の市内への立地意向、工業系用途地域内の空き家、空き店舗、空き工場、住居系用途地域内の既存不適格工場、騒音・振動等の苦情の状況等、庁内各課が持っている情報をリンクさせ、工業系用途地域内の低未利用地の開発促進に関する可能性調査と、その上での企業立地のマッチング、誘導に取り組む考えはないか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	吉川 隆之（2）	<p>1. 複合商業施設の誘致について</p> <p>近年、最重要課題の人口減少対策として、人の訪れる、滞在する魅力のあるまちづくりが急務と思われる。「富士市は通過都市」を払拭することも併せて考えてみると、浜松市においては「コストコ」が2017年9月1日に開業、沼津市においては「ららぽーと沼津」が2019年10月4日に開業したことにより、多くの雇用が生まれ、関心を持ち、家族が皆で訪れる施設ができた。今、市民が一番求めている施設がそのような複合商業施設ではないかと考える。いろんな方が集まり、楽しめる場を得ており、人口の流入が始まっていると言われている。</p> <p>大型商業店、またはショッピングモールは、「モール型ショッピングセンター」と言われることもあるが、「富士市にはショッピングセンター、飲食施設、ホール、遊技場、映画館等の施設を備えた複合商業施設が必要ではないか」との考えをもとに、以下、3点について質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 市民より「映画館、コストコなどができてほしい」などの意見が届いているか。</p> <p>(2) これまで複合商業施設の誘致について、市はそれなりに対応していると思うが、その実現に向けたネックは何か。氷解策をどう考えているのか。</p> <p>(3) 市民のニーズに応えるために、市のウェブサイトをはじめ、あらゆるチャンネルをもって、誘致のための情報を全国に発信すべきではないか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	海野 庄三（15）	<p>1. 官民協働の時代を迎えた中での市職員のまちづくり地区担当班の位置づけと役割について</p> <p>日本は、人口減少社会に突入したことで、地方公共団体にも安上がりで効率的な政府を意味するチープ・ガバメントの地方版への取組が求められている。これはまた「官民協働の時代を迎え、新たな公共づくり」という表現にも置き換えられよう。</p> <p>こうした中、小長井市長は、地区単位のまちづくりの拠点施設であるまちづくりセンターの管理・運営にも指定管理者制度を導入、その受け皿はまちづくり協議会とし、モデル地区を指定して2021年（令和3年）（注1）4月にスタートを目指す方針を打ち出している。</p> <p>導入目的の要諦は、持続可能な地域づくりとしているが、「官民協働の時代を迎え、新たな公共づくり」、そうした狙いもあるのではないかと。</p> <p>この判断をもって、以下、官民協働の時代を迎え、新たな公共づくり構築に向けての機能発揮が期待される市職員のまちづくり地区担当班（以下、「地区担当班」という。）の位置づけと役割について3点を質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 地区担当班は、富士市が全国に誇るすばらしい市職員の活動制度であるものの、条例や規則による設置ではなく、その位置づけは、あくまでボランティアで、役割は自主的な地域貢献活動とされているが、市民部まちづくり課が作成、市職員に配付している「まちづくりハンドブック」には位置づけや役割が明記されている。</p> <p>まず、地区担当班の成り立ちについて「1984年（昭和59年）4月、第三次富士市総合計画の地区別計画づくりに当たる市民会議（後に「まちづくり推進会議」に発展）が発足した際、計画づくりの援助や地区住民と行政を結ぶパイプ役として地区担当班が編成された」と記されている。</p> <p>また、職員の立ち位置について「市役所は『市民のお役に立つ所であり、最大のサービス産業』であるため、市役所職員が業務として地域貢献を行うことは、果たすべき当然の役割」と記され、さらに「基本的にはボランティア活動」としながらも「勤務時間内に打合せや準備などを行う場合は班長からの報告に基づき職免に…」とも記されている。</p> <p>この、まちづくりハンドブックは、どのような手法で市職員に配付しているのか。また、機能を生かすために職員研修などで取り上げて解説、地区担当班の位置づけと役割の熟知を願って活動実践を求めるような試みはなされているのか。</p> <p>(2) 地区担当班への加入率や、その地区別加入率などを調べ、市職員全体に公表したことがあるのか。</p> <p>(3) 個人的な見聞の範囲となるが、地区担当班と地区との関</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	海野 庄三（15）	<p>わりや、その活動には軽重の差があると言わざるを得ない。まちづくり協議会とのコミュニケーション不足も一因と言えるが、活動の底上げを図っての均等な官民協働に向け、市職員参画の中で地区担当班の活動指針を作成する考えはないか。</p> <p>2. ICT社会を迎えた中での高齢者を守る消費生活センターの機能強化について</p> <p>日本では、2000年（平成12年）11月にIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）が制定され、以後、パソコンに続くスマートフォンやタブレット端末などの普及とソーシャルメディアやクラウドなどの利用によって本格的なICT社会を迎え、ワークスタイルのみならずライフスタイルにも大きな変化をもたらしている。</p> <p>しかし、ICT社会は私たちの生活の利便性の向上に結びつく一方、弊害も指摘され、ICT機器に不慣れな高齢者を中心とした消費者トラブルも、その一つである。</p> <p>本格的なICT社会を迎えた中、増加の一途をたどる通信販売などの消費者被害を防ぐためには消費生活センターの機能強化が必要ではないかのスタンスから、以下、2点を質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 2012年（平成24年）12月施行の消費者教育推進法（正式名称は「消費者教育の推進に関する法律」）を受けた形で富士市では富士市消費者教育推進計画を策定。これを第1次計画とし、現在は、2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）までの4年間を期間とする第2次計画に取り組んでいる。</p> <p>第2次計画では、第1次計画から引き続き、「中学生に対する消費者教育の推進」、「増加する高齢者被害への対策強化」、「消費生活センターの拠点としての役割強化」の3点を重点目標としている。</p> <p>そのうち、中学生に対する消費者教育の推進では、市民安全課と消費生活相談員がチームを組んでICT社会の弊害とも言える激増する通信販売などネットトラブルへの注意点を盛り込んだ消費者啓発講座を各校を巡回して開いているものの、増加する高齢者被害への対策強化については、このままでいいのかとの疑問を抱かざるを得ない。</p> <p>具体的には、中学生に向けての消費者啓発講座の開催回数がほぼ目標数値を達成しているのに対し、高齢者に向けての開催回数は目標数値の未達成が続いている。</p> <p>老人クラブである悠容クラブとの連携のみならず各地区の福祉推進会などとも連携を図って、ターゲットになりやすい高齢者に向けての講座開催の強化を図る制度設計が必要ではないか。</p> <p>(2) 富士市は、深刻な消費者被害を防ぐとともに消費者トラブルの解消を図るために市民安全課内に消費生活センター</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
8	海野 庄三（15）	<p>を開設。資格を有する消費生活相談員を4人配置しているが、持ち込まれる相談件数は2017年度（平成29年度）に2000件を突破。2018年度（平成30年度）の相談件数は2066件を数えている。</p> <p>こうした膨大な相談業務に対応しながら、市民安全課と消費生活相談員がチームを組んでの消費者啓発講座を強化していくには人員体制の強化も必要ではないか。</p> <p>（注1）公文書の年表記に関する規則（平成6年3月31日・規則3号）では、「原則として元号を用いるものとする」とされているが、本稿は元号が「昭和」「平成」「令和」と三つの時代にわたることから時代推移を容易に把握するために西暦と和暦の併記を採用した。</p>	市長 及び 担当部長